

郡山市告示第262号

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第21条第1項及び第36条第1項の規定により、令和9年度及び令和10年度予算の執行において、郡山市が発注する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の1つとして、市長があらかじめ定めた有資格業者名簿の登録の手法について、規則第21条第3項又は第36条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年9月16日

郡山市長 椎根 健雄

第1 有資格業者名簿の対象とする競争入札の区分

- 1 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）
- 2 測量等（測量、設計及び調査）
- 3 物品調達（製造の請負及び物品の販売並びに不用品買受け）
- 4 役務の提供等（測量等を除く全ての役務の提供（賃貸借・リース・レンタルを含む。））
- 5 修繕（物品の修繕及び建物、設備その他の構造物の修繕）

第2 有資格業者名簿に登録することができない者

次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、有資格業者名簿に登録することができない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する者
- 2 本市との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に建設工事、測量等、役務の提供等若しくは修繕を粗雑にした者、物品調達の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- (7) (1)から(6)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 4 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- 5 有資格業者名簿の登録に係る資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者
- 6 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- 7 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日（必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前の営業年度の終了日の直前1年に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者
- 8 建設工事の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。）
- 9 測量等、物品調達又は役務の提供等にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
- 10 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後再生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）並びに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後更生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）

第3 有資格業者名簿の登録に係る資格

資格は、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）の規定に基づき、申請書等により審査の上、市長が認定するものとする。

第4 資格審査の対象とする業務の区分

資格審査の対象とする業務は、別表に掲げる業務とする。

第5 資格審査の申請等の時期

資格審査の申請等の時期については、次に定めるところによる。

ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

1 本登録申請

- (1) 申請受付期間 令和8年10月1日から令和8年11月30日まで
- (2) 登録有効期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 審査基準日 令和8年7月1日

2 随時登録申請

- (1) 申請受付期間 令和9年4月1日から令和10年9月30日まで（ただし、有資格業者の組織改編等

に伴う合併、会社分割、事業譲渡等に伴う申請の場合は、令和11年1月31日までとする。)

(2) 登録有効期間 申請日の属する月の翌々月の1日から令和11年3月31日まで

(3) 審査基準日 申請日の属する月の1日

第6 申請の方法

資格審査の申請をしようとする者は、インターネットを利用して郡山市オンライン申請サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力することに加え、申請に必要な書類を添付して送信しなければならない。

郡山市オンライン申請サービス（令和9・10年度競争入札参加資格審査申請）

<https://lgpos.task-as.jp.net/cu/072036/ea/residents/portal/home>

別表（第4関係）

各登録区分における登録業種（種目）

(1) 建設工事

業種
土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

(2) 測量等

業種
測量サービス
建築設計・同関連サービス

建設コンサルタントサービス
地質調査サービス
補償コンサルタントサービス
不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続

(3) 物品調達

種目（業種）
衣服・靴・かばん・寝具等
家具・什器（厨房機器を除く）
室内装飾品
印刷・製本
車両・船舶
燃料・ガス・油脂
産業用機械（厨房機器を除く）
電気機器（厨房機器を除く）
映像・音響機器
通信機器
電子計算機・周辺機器
理化学・計測・光学機器
医療・介護・福祉用機器
薬品
医療用品、衛生用品
文具・事務用機器
厨房機器
土木・建設・建築材料
消防・防災・防犯用品
図書
運動用品
学校教材
楽器
農業・園芸用品
水道用品
看板・旗・標識・記章
日用雑貨（厨房機器を除く）
食糧品
贈答品
その他の物品
不用品買受け

(4) 役務の提供等

業種
デザイン・広告・イベント
映像・写真・図面等製作
調査・測定業務
通信サービス・ソフトウェア開発
賃貸借・リース・レンタル
建物設備保守・点検・管理
道路・公園・体育施設等保守・点検・管理
機器保守・点検・管理
建物清掃・害虫駆除
警備・受付
廃棄物処理
運搬・保管・旅客運送
車両・船舶等点検・整備
医療・福祉・給食
クリーニング
翻訳・通訳・速記等
その他の役務の提供等